

## 魚津市身体障害者等に対する軽自動車税の減免取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、魚津市税条例（昭和37年魚津市条例第1号。以下「条例」という。）第76条の規定による身体障害者等に対する軽自動車税の減免（以下「減免」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例の例による。

### (減免の対象となる軽自動車等)

第3条 減免の対象となる軽自動車等は、自動車検査証又は軽自動車届出済証（以下「自動車検査証等」という。）に事業用と記載されていないもので、次に掲げるものとする。

(1) 身体障害者が所有するもので、専ら当該身体障害者が運転するもの

(2) 身体障害者等が所有するもの（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は知的障害者若しくは精神障害者と生計を一にする者が所有するものを含む。）で、専ら当該身体障害者等の通学、通院、通所又は生業のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転するもの

(3) 身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等が所有する軽自動車等で、専ら当該身体障害者等の通学、通院、通所又は生業のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもの

(4) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等で、車椅子の昇降装置若しくは固定装置若しくは浴槽を装着する等特別の仕様により製造されたもの又は一般の軽自動車等に同種の構造変更が加えられたもの

2 前項第2号に規定する年齢の判定は、毎年度4月1日又は軽自動車等を取得したときの現況によるものとする。

3 第1項第1号から第3号までの規定により減免の対象となる軽自動車等は、1人の身体障害者等について1台とする。

### (身体障害者等の範囲)

第4条 前条において減免の対象となる身体障害者等は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有する者。ただし、身体障害者手帳の障害の区分が次の表に適合しない場合でも、身体障害者手帳の等級を満たしている場合は減免の対象と

する。

障害の区分		障害の級別	
		本人運転の場合	生計を一にする者又は常時介護者の運転の場合
視覚障害		1級～3級及び4級の1	同左
聴覚障害		2級及び3級	同左
平衡機能障害		3級	同左
音声・言語機能障害		3級（喉頭摘出）	該当なし
肢体不自由	上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2	同左
	下肢不自由	1級～6級	1級、2級及び3級の1
	体幹不自由	1級～3級及び5級	1級～3級
	乳幼児期以前の非進行性病変による運動機能障害	上肢機能 移動機能	1級及び2級（1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く） 1級～6級
心臓機能障害		1級及び3級	同左
じん臓機能障害		1級及び3級	同左
呼吸器機能障害		1級及び3級	同左
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級	同左
小腸の機能障害		1級及び3級	同左
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～3級	同左
肝臓機能障害		1級～3級	同左

(2) 戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次の表に掲げる障害区分に応じ、それぞれ同表に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2又は同表第1号表ノ3に定める程度の身体の障害を有する者。ただし、戦傷病者手帳の障害の区分が次の表に適合しない場合でも、戦傷病者手帳の等級を満たしている場合は減免の対象とする。

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度	
	本人運転の場合	生計を一にする者、又は常時介護者が運転の場合
視覚障害	特別項症～第4項症	同左
聴覚障害	特別項症～第4項症	同左
平衡機能障害	特別項症～第4項症	同左

音声・言語機能障害		特別項症～第2項症（喉頭摘出）	該当なし
肢体不自由	上肢不自由	特別項症～第3項症	同左
	下肢不自由	特別項症～第6項症 第1款症～第3款症	特別項症～第3項症
	体幹不自由	特別項症～第6項症 第1款症～第3款症	特別項症～第4項症
心臓機能障害		特別項症～第3項症	同左
じん臓機能障害		特別項症～第3項症	同左
呼吸器機能障害		特別項症～第3項症	同左
ぼうこう又は直腸の機能障害		特別項症～第3項症	同左
小腸の機能障害		特別項症～第3項症	同左
肝臓の機能障害		特別項症～第3項症	同左

(3) 療育手帳の交付を受けている者のうち、療育手帳制度実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）第三・1（1）に定める重度の障害を有する者で、療育手帳の障害の記載欄に

Ⓐの表示のあるもの

(4) 精神障害者保健福祉手帳（通院医療費の公費負担番号が記載されているものに限る。）の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有するもの

（減免の申請）

第5条 減免申請書に添付する書類は、自動車検査証等及び次に掲げる書類とする。

(1) 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のうち該当するもの

(2) 運転者の運転免許証

(3) 当該身体障害者等と生計を一にする者が運転する場合において、運転者の住所が身体障害者等本人の住所と同一でない場合は、生計を一にすることがわかるもの

(4) 第3条第1項第4号に規定する軽自動車等の減免を受けようとする場合は、次に掲げる書類

ア 構造変更が加えられた車両であることがわかる当該軽自動車等の写真等（自動車検査証等に構造変更に関する記載がない場合に限る。）

イ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉法人、医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に規定する特定非営

利活動法人が申請する場合は、定款（寄附行為を含む。）、パンフレット、運行計画書等

（減免の承認）

第6条 市長は、条例第76条第2項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、減免の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項により減免を承認した場合（減免対象となる軽自動車等が第2条第1項第4号に該当する場合を除く。）においては、身体障害者手帳の備考欄、戦傷病者手帳の備考欄、療育手帳の備考欄又は精神障害者保健福祉手帳の余白に軽自動車税減免承認済（別記様式）の印を押すものとする。

（減免額）

第7条 減免する額は、原則として当該軽自動車税の全額とする。

（減免の適用）

第8条 年度の途中において、減免すべき事由に該当することとなった場合は、その事由に該当することとなった月の属する年度の翌年度分から減免し、減免すべき事由に該当しなくなった場合はその事由に該当しなくなった月の属する年度の翌年度分から課税するものとする。

附 則（平成27年2月9日魚津市告示第5号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日魚津市告示第126号）

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

軽自動車税減免承認済

年 月 日

魚津市長

印